

令和5年9月13日

酪農家 各位

芽室町農林課長

芽室町飼料価格高騰緊急対策支援金の交付申請について（通知）

物価高騰の影響を受けている酪農家に対し、実施する標記支援金について、交付申請を受付しますので、下記のとおりお手続きをお願いします。

記

1 対象者

令和5年度に農林水産省が実施した「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策」の補填金交付対象となった経産牛（26か月齢以上）を飼養する酪農家。

2 提出期限

**令和5年10月6日（金） 期限厳守**

**※提出期限を過ぎた場合は交付できませんので御注意ください。**

3 提出方法

（1）直接持参での提出 芽室町役場庁舎2階 農林課

（2）WEBフォームでの提出（下記のアドレス、またはQRコードを読み込み回答可）

<https://memuro.collaboform.com/#/g/28ca0fd7-af9e-47e3-89c2-206dd0b2ec2b>

※色付きの欄をすべて回答していただきます。

※数字は半角で入力してください。全角はエラーになります。

（3）E-Mailでの提出（[n-nougyou@memuro.net](mailto:n-nougyou@memuro.net)）

※件名と本文を必ず入れてください。

（4）FAXでの提出（0155-62-3757）



4 提出書類

（1）**支援金交付申請書**（第1号様式）※同封しています。

**支援金額は国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の補填金交付結果から算出します。**

芽室町ホームページの農林課の農業関係者のみなさまへから助成金交付申請書（第1号様式）をダウンロードいただけます。

（2）申請者名義の振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付して

ください。（芽室町農業協同組合の組勘口座を指定される場合は不要です。）

5 その他

概要は裏面を御覧ください。

6 問合せ先

芽室町農林課農業振興係

Tel 62-9725 Fax 62-3757 e-mail [n-nougyou@memuro.net](mailto:n-nougyou@memuro.net)

（農業振興係）

# 芽室町飼料価格高騰緊急対策支援金

物価高騰の影響を受けている酪農家に対し、令和5年度に農林水産省が実施した「国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策」における都府県と北海道の差額分を町が支給することで、酪農家へ支援を実施します。

## 1 支援金額と支援内容

### (1) 支援金額

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の補填金交付結果から算出

### (2) 支援内容

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の補填金交付対象となった経産牛（26か月齢以上）の頭数×国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策における都府県と北海道の差額分の2,800円を交付。

例

経産牛頭数	差額分			
30頭	×	2,800円	=	84,000円